

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3 % ⇒	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 　・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 　・鉄鋼業 　・道路貨物運送業 　・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 　　・警備業	15%
・鉄道業 　・医療業 　・高等教育機関 　・介護老人保健施設 　・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 　　・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 　　・小学校	45%
・幼稚園 　　・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050301雇障01

Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。

（令和6年4月以降）

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

A1. ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）

新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。

②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）

令和8年6月以前については2.5%、

令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。



▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下がられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

障害者雇用優良中小事業主認定制度 の ご案内 (通称 もにす 認定制度)

障害者の雇用の促進や雇用の安定に関する取り組みなどが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

認定企業が地域の身近なロールモデルとなって多くの方に認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待されます。

<認定されることのメリット>

- ☆ 認定マークの使用ができます。（自社の商品、サービス、広告などに「障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます）
 - ☆ ハローワークの求人票に認定マークの表示をすることができます。求職者の応募の増加が期待できます。
 - ☆ 労働局、ハローワークによる周知広報の対象なります。ホームページに掲載され社会的認知度が高まります。
また、障害者雇用優良中小事業主に限定した合同面接会等も企画する場合があります。
 - ☆ 日本政策金融公庫の低利融資対象となります。
詳細は「日本政策金融公庫」へお問い合わせください。
 - ☆ 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります。
- ★ 認定は 評価基準に基づく 採点制 です。
①取組 ②成果 ③情報開示 の3項目があり、
50点満点中20点以上（特例会社は35点以上）必要です。
また、それぞれの項目ごとに最低点が決められています。



2020年度

<申請要件>

- ◎ 常時雇用する労働者の数が300人以下である事業主
(短時間労働者は0.5人の算定)
- ◎ 法定雇用率を達成していること（除外率は考慮しない）
- ◎ 常時雇用労働者数が43.5人未満で法定雇用障害者数がゼロの場合でも雇用率制度の対象となる障害者を1人以上雇用していること
- ◎ 法人や個人事業主でも申請可能
- ◎ 申請は事業主単位
- ◎ 重大な法令違反等がないこと など

※ この他にも要件がありますので、詳しくは下記
<問い合わせ先>に確認してください。

<申請方法>

申請書類、実績の確認できる添付書類一式を 管轄の安定所又は兵庫労働局にご提出ください。

申請書類等は 厚生労働省のホームページから取得できます。詳細は↓

ご不明な点は事前にお問い合わせください。 <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

<流れ>

申請書類受理 → 審査 → 実地確認 → 認定・不認定 →
認定された場合は認定後のフォローアップあり
(審査は概ね3ヶ月ほどかかります)

<問い合わせ先>

ハローワーク尼崎 雇用指導官グループ TEL: 06-7664-8601

兵庫労働局職業対策課 TEL: 078-367-0810

(兵庫労働局030326)